

地域におけるスポーツ医・科学支援の在り方の検討について

- スポーツ医・科学分野の研究・支援を推進し、科学的根拠に基づく選手強化活動の充実を図ることは、我が国の国際競技力の向上に不可欠であるとともに、アスリートが健康を維持しながら安全に競技を実施するためにも極めて重要。
- 第3期スポーツ基本計画においては、持続可能な国際競技力の向上に向けた取組はもとより、スポーツを推進する新たな視点としてスポーツに「誰もがアクセス」できるという視点を掲げており、その取組の一つとして、オリンピック・パラリンピック競技ともに、アスリートの発掘・育成・強化までを一貫して行うパスウェイの構築を進めるとともに、居住地域にかかわらず、全国のアスリートがスポーツ医・科学によるサポートを受けられるような環境を整備していくこととしている。
- また、スポーツに取り組む者が、けが、障害や不適切な指導等の本人が望まない理由でスポーツを親しむ機会を失ったり、制限されたりすることがないよう、継続的なスポーツの実施に向けて、スポーツを実施する者の心身の安全・安心の確保を図ることとしている。
- 上記を実現するためには、都道府県を始めとした地方公共団体が設置するスポーツ医・科学センターや関係機関の連携による地域レベルでのアスリートや学校部活動の生徒等に対するスポーツ医・科学支援を実施する体制の構築が必要。

このことは、アスリートの育成を通じた地域の競技力向上による地域の活性化はもとより、子供のスポーツ活動の質の向上や健康の保持増進、ひいては、地域住民の福祉の向上につながるものである。
- これまで国民体育大会等を契機に都道府県を始めとした各地方公共団体においてスポーツ医・科学支援の取組が進められてきたが、更なる充実に向けて、支援の内容や水準、実施体制、人材育成・確保方策等の地域におけるスポーツ医・科学支援の在り方について検討を行うこととする。